

都市近郊団地にみる社会教育とソーシャル・ キャピタル蓄積・展開の関連に関する研究（1）

上野景三

Research on the Relation of
the Social Education and Social Capital Accumulation,
Development in a City Suburbs Housing Complex (1)

Keizo UENO

要 旨

本研究は、社会教育学研究として都市近郊団地に着目し、そこでのソーシャル・キャピタルの蓄積・展開と教育・学習機能の関連を考察することを目的としている。都市近郊団地は、近年、建物の老朽化と住民の高齢化という二つの問題が急速に進展しており、地域社会教育のあり方を探る上で、重要な研究課題となっている。

そこで、本稿ではまず都市近郊団地と社会教育との関連についての問題構造を整理する。次に、現在取り組まれている国のコミュニティ政策の形成と特徴について分析し、併せて都市再生機構（UR）の「団地再生」にむけての取り組み方策について分析を行う。その上で、社会教育学の学際的な研究枠組みを探るために、公民館や集会所といった公共空間に関心をもつ建築学・住宅学等の隣接学問分野での都市近郊団地を対象とした研究の系譜、及び教育学・社会教育学における研究の系譜を概観し、それらの研究の特徴について整理した。最後に、両者を対比しながら今後の社会教育学研究としての都市近郊団地研究の学際的な視点について問題提起を行う。

なお、本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「都市近郊団地にみるソーシャル・キャピタル蓄積・展開過程における教育学習機能の研究」(研究課題番号：24531013)の中間報告である。

1. 研究の目的

本稿の目的は、都市近郊団地を事例として、ソーシャル・キャピタルと社会教育の関連について解明しようとするものである。今回の論考では、都市近郊団地に関する建築学、都市計画学、住宅学等の隣接分野での集合住宅研究に学びながら、社会教育学研究の視点からの研究枠組みを探ろうとするものである。

現在、1960～70年代に建設された都市近郊の団地は、建物の老朽化と住民の高齢化の同時的・急速的な進行が起っており、「買い物難民」に代表されるような日常生活を営む上での問題が生起してきている。したがって、多面的な生活支援策の策定が緊急の課題となっている。

そこで本研究では、生活支援策の策定を考えるにあたって、その要素の一つとして団地内のソーシャル・キャピタル（S・C）に着目するものである。ソーシャル・キャピタルについては、賛否を含めて様々な議論が展開されており、本稿でもソーシャル・キャピタルの概念を使用することが適切であるかどうかという点については議論の余地があると考えている。本研究においては、地域社会において発生する様々な問題を解決していくための主体の力量形成、また主体間のつながり、といった意味で使用している。それは短期間に蓄積されるものではなく、また問題に対する解決のためにだけ蓄積されるものでもなく、日常的な住民の交流・相談活動、また学習・文化活動と関連しながら蓄積されていくものである。このような性格をもつ主体の力量やつながりといったものは、現段階では、ソーシャル・キャピタルという概念で表現するしかないと考えている。

以上の点を踏まえた上で、本研究では、人間の集住形態に着目する。集住に注目するのは、次の理由からである。

一つは、人間は集まって住む動物だからである。歴史をふりかえってみたとき、集住のための工夫や知恵がこらされてきた。集住のためには、人と人との関係づくりや、一人ではできないことを共同して行い、問題発生に対しては集団的に解決にあたっていくことが求められてきた。したがって集住は、その行為自体にソーシャル・キャピタルが発生する可能性をもつ。さらには、ソーシャル・キャピタルが発生するためには、工夫や知恵を生み出すための手立てや装置が必要である。その意味で、社会教育は一定の役割を果たしてきたと言える。

二つには、2000年代に入り各行政領域において多様な地域コミュニティ施策や住民施策がみられるが、ほぼ共通して地域課題解決のための住民の結合をはかるツールとしてソーシャル・キャピタルに注目し、住民による「集会」機能の強化やその拠点となる「集会所」に対する施策展開がみられることである。住民自身によるソーシャル・キャピタル形成の拠点づくりが重視されるが、一方でこれらの点は、例えば公民館の集会機能や貸館業務への特化やといった従来の社会教育施設の運営形態や機能の変化を促し、また社会教育行政を行政目的達成型行政に転換し、教育行政としての空洞化を招来しかねない危険性を併せ持つ。この背景には、日本社会が人口減少社会に直面しているという現実があり、地域社会の日常生活レベルにおいて、単身世帯の増加といった人間の集住の形態と内容の変容があると考えられる。したがって、地域社会の持続的な維持をはかるために、アメニティな住宅開発ばかりではなく、集住のための人間関係づくり、集まりやすく住民が交流・学習しやすいような施設づくり、誰にでもできる自治会活動といった組織の見直しをはかるような知恵や工夫を創出することのできるハードウェア、ソフトウェア、ヒューマンウェアが求められている。

三つめには、しかし実態としては、2000年代後半以後、住民の高齢化に加え、人口の流動化や土地取得の高騰、「持ち家政策」の転換、公営団地への社会的弱者の集中化（団地の福祉施設化）など、新しい問題が現出してきている。都市近郊団地における集住は、建設当時の1960年代とは異なった多様な問題を抱えるようになった。だが、近年では、社会教育学研究の課題として注目されることはなかった。都市近郊団地が建設され始めた1950年代後半から1960年代前半にかけて、団地は都市における社会教育のあり方の典型的な事例であり、団地における社会教育の有り様が模索されてきた。しかし、1980年代後半以降から社会教育学研究の対象とされることがほとんどなくなってしまった。そのことが、現在の都市近郊団地をめぐる問題状況に対して、有効な社会教育的なアプローチの開発を妨げてしまったのではないかと考えら

れることである。

確かに、集住していたからといって、それだけでソーシャル・キャピタルの形成がみられるといいかといえ、そうではない。また集住しソーシャル・キャピタルの形成がはかれることから、必然的に社会教育が一定の役割を果たしてきたと言うこともできない。つまり、集住やソーシャル・キャピタルと社会教育との関係は、関連性はあると考えられるものの、必然的に必要とされ成立をみると断定されていいかといえ、そうではない。本研究では、どういう条件の下で社会教育の成立をし、一定の役割を果たしているといえるのか。その点の解明を試みたいと考えている⁽¹⁾。

本稿では、まず都市近郊団地に関する社会教育学研究、及び建築学や住宅学等の研究成果を整理し、都市近郊団地におけるソーシャル・キャピタル蓄積・展開に関する社会教育学研究の基本的な視点と課題について報告する。

2. 都市近郊団地と社会教育との関連

現在の都市近郊団地が抱える諸問題については、先に指摘した通りであるが、社会教育学研究として都市近郊団地に着目するのは、次の問題意識による。

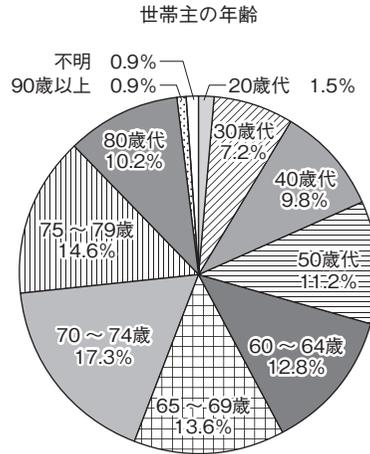
一つには、地域社会が社会教育をなぜ必要とするのかを考える際に、都市近郊団地と社会教育との関連をみるのが有効ではないかと考えられることである。松下圭一「社会教育の終焉論」に代表されるように、もう社会教育の役割は終わったのではないか、一般行政の専門行政に移管した方が効果的ではないかといった意見は、繰り返して生起している。管見の限りでは、社会教育の必要性を問うこの種の議論には大きく二つの傾向があるように思われる。一つは、「社会教育終焉論」に代表される意見であるが、成熟した市民社会の到来により、社会「教育」や公民館は不要とする立場である。これに対しては、広原盛明によって批判がなされている。広原は武蔵野市の事例に即して「上から目線による討議民主主義の欠如」と指摘し、「長期計画策定委員や市民委員会を構成するメンバーが社会教育や公民館に対していかなる考えをもとうともそれは個人の自由であるが、『策定委員会』や『市民委員会』という名において相手側の要求を一方向的に否定するような高圧的な主義主張に転化すると、そこには地域民主主義の土台となる思想信条の自由や言論結社の自由が制約され、市民自治・市民参加の理念が損なわれることになりかねない」と批判している⁽²⁾。二つには、行政の機能分化により、従来社会教育行政が担っていた、例えば青少年教育や婦人・女性教育が、より専門的な行政とみなされる子ども・若者支援行政や男女共同参画行政へと機能が移管されていく。それによって社会教育行政の機能が先細りし、社会教育そのものを不要なもののみなしていくという立場である。この主張は、社会教育行政を首長部局へ移管する際に使われるものである。

これらの問いに対して、社会教育学研究の立場からは、社会教育法制からの逸脱といった反論がなされることが多いが、本研究では、地域社会がなぜ社会教育という領域や機能を必要とするのかというより原理的な考察をしたいと考えている。仮説的ではあるが、地域社会における社会教育の必要性を検証するためには、地域社会が脆弱化し、そして再生される過程においてそのもつ必要性の意味と位置づけを再発見できるのではないかと考えている。1960年代に建設された都市近郊団地は、現在老朽化が進み、団地再生の時期に入っている。団地再生は、施設の老朽化に関心がむけられがちであるが、同時に団地住民の高齢化が進行している。団地というハードがリニューアルされる時、同時にコミュニティの再編が企図されるのである。そのときに、社会教育はいかなる意味で必要とされ、位置づけを与えられるのか、その点の検証に有効ではないかと考えられるからである。

二つには、今日の集合住宅、とくに都市近郊団地には、日本社会の中でも超少子高齢社会のかかえる多

様な問題が集中的に現出してきているからである。都市近郊団地に限らず、団地生活者は、一般社会における高齢化よりも急速なスピードで高齢化を迎えており、生活上の必要な施策展開が求められている。次のグラフは、全国公団住宅自治協議会「団地の生活と住まいアンケート」(2011)によるものである。これをみると、60歳以上の世帯主は69.4%を占めている。

図1 団地における世帯主の年齢構成



都市近郊団地は、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、孤独死、引きこもり、子育て困難、買い物難民、地域的紐帯の減少、なり手のいない団地自治会役員等々、地域社会を維持することができるのかどうかといった様々な問題に直面しており、有効な解決策を探っている状況である。だからこそ後述するように国の各省庁もいろいろなコミュニティ施策を展開する必要性に迫られている。だが、地域社会がかかえる問題に対して各省庁の立場から対処しようとする範囲を起えていない。

今日では、地域社会において問題解決への取り組みも萌芽的ではあるが現れてきている。確かに社会教育とは一見関連性がなさそうに見えるが、これらの問題状況に対する先進的な取り組みの背景と要因を分析し、その中に教育・学習機能がどのように関連し、また埋め込まれているのか。その分析は、今後の日本の社会教育の方向に示唆を与えることができると思われるからである。

3. 国におけるコミュニティ政策の動向

最初に、国における地域社会への対処法としてのコミュニティ施策の動向をみてみよう。日本政府は、各省庁で研究会を設置し、高齢者対策を中心としたコミュニティ施策、とくに地域コミュニティにおける集団づくりと既存施設の転用への準備を進めている。例えば、国土交通省「都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり政策研究会報告」(2011)をみると各省庁の施策への準備として、次の報告書が挙げられている。

○厚生労働省「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」(2007, 3 平成19年度)

○総務省「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」(2009, 8 平成21年度)

○経済産業省「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」(2010, 5 平成22年度)

○国土交通省「都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり政策研究会」(2011, 3 平成22年度)

これらの省庁の動きに対して、文部科学省の動きは取りあげられていない。したがって、社会教育から

のコミュニティ形成に関するアプローチについては、検討されていないようである。次にこれらの報告書において、施設に関して言及している部分について着目し検討してみたい。

(1) 厚生労働省「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」（2007, 3 平成19年度）

この研究会は、高橋紘士氏（立教大学）を議長とし、厚生労働省の老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室が事務局となり、「各地域において実践されている特徴的な取り組みを全国に普及させるとともに、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりにむけて、国民等へ提言する」ことを目的として設置されたものである。厚生労働省社会・援護局地域福祉課、警察庁生活安全局地域課、総務省大臣官房企画課、国土交通省住宅局住宅総合整備課の協力をえてとりまとめられている。この背景には、都市部におけるマンション等の集合住宅における「孤立死」が社会問題化する中で、厚生労働省として「孤立死」予防型のコミュニティづくりの戦略策定が求められたためである。

コミュニティづくりの戦略として、次の点を指摘している。

ア. 地域を耕す－「孤独」の解消

(ア) 人とかかわりが気楽にできる関係づくり、(イ) あいさつができる地域づくり、(ウ) 人があつまる拠点の重要性、(エ) 適度な世話焼き（おせっかい）が可能な人間関係、(オ) コミュニティの共通課題としての認識の共有化、

イ. 予防的視点の重要性－高感度のコミュニティ・機動的なネットワーク

(ア) 起こってからでは遅い、起こる前に発見するコミュニティづくり
(イ) 起こっても適切に対応できるネットワーク

（同報告書11～19頁より）

以上のコミュニティづくりやネットワークづくりのために、双方向通信システム等のさまざまなツールの開発や、近隣の互助機能の組織化、地域包括支援センターの活用、空住戸や集会施設を見守りや福祉の拠点として活用するために自治体における住宅部局と福祉部局の連携といった課題が挙げられている。

この報告書は、社会問題化しつつある「孤独死」・「孤立死」予防と、地域社会における高齢者虐待、認知症対策、さらに災害予防対策とを一体的にとらえ、そのためのコミュニティづくりと集会所のような既存施設の利活用を目指したものである。

(2) 総務省「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」（2009, 8 平成21年度）

この研究会は、名和田是彦氏（法政大学）を座長として、総務省の地域力創造グループ コミュニティ・交流推進室が事務局となっておりまとめたものである。本研究会は、新しい「公共空間」を形成していくためには、新しい地域協同の主体が必要であると考え、「地域協同体」という概念を提起している。国内のいくつかの自治体を調査し、地域協同に取り組んでいる地域コミュニティ協議会もしくはNPOが、地域協同のためにどのような施設を利用しているかを調査している。調査結果を一覧化すると次の通りである。

表1 地域協議会やNPOが利用している施設の状況

| | 地域コミュニティ協議会・NPO等 | 施設状況 |
|---|------------------|--|
| ① | 埼玉県鷲宮町 | 小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会は、町設置のコミュニティ・センター、集会所等を利用。コミュニティ・センターは、地域の住民が学習活動やグループ活動、イベントなど、多様な目的で利用。常時使用できる部屋を保して欲しいとの要望を受けているところ。 |
| ② | 茨城県日立市 | 市設置の交流センターを利用。 |
| ③ | 東京都三鷹市 | 市設置のコミュニティセンター（住民協議会が管理運営）や地区公会堂を利用。 |
| ④ | 東京都多摩市 | 自らが管理運営を行うコミュニティ・センター。聖ヶ丘コミュニティ・センターは、地域住民による建設協議会で6年余りの歳月をかけて施設の構想をつくり、建設した施設。運営は、地域住民のボランティアによる運営協議会が運営し、そのスタッフの多くも地域住民。 |
| ⑤ | 東京都新宿区 | 区設置の地域センターを利用。 |
| ⑥ | 新潟県上越市 | 市設置の安塚コミュニティプラザがあり、コミュニティ活動の拠点、防災、災害発生時の対応拠点となっている。老朽設備の更新、ユニバーサルデザインの導入などを踏まえて整備した。 |
| ⑦ | 岐阜県恵那市 | 現在は、振興事務所や市の空き施設を利用している。できるだけ多くの人が寄りやすい場所が望ましいと考えている。 |
| ⑧ | 静岡県浜松市 | NPO 夢未来くんまが所有する「くまふれあいの家」を利用している。NPO 活動のための事務室がほしい。また、地域の中の遊休公共施設を、非営利活動の拠点として事務所や福祉（地域住民に必要があれば、高齢者支援や子育て支援）の活動の場として使用できれば望ましいと考えている。 |
| ⑨ | 静岡県磐田市 | 市設置の公民館を利用 |
| ⑩ | 大阪府大阪市 | 市設置の集会所や東成区が区役所内に設置した市民協働ステーション。なお、できるだけ早く市民管理に移行したい。 |
| ⑪ | 広島県安芸高田市 | 市が、廃校後の跡地活用として、人間と自然、都市と農村の共生を目指し、地域拠点施設「エコミュージアム川根」を建設。施設自体は市が所有し、管理運営は川根振興協議会を中心とする運営協議会が担っている。地域の拠点という観点からすると、単に集会所ではなく、あらゆる分野での活用を想定する必要があると考えている。 |
| ⑫ | 宮崎県宮崎市 | 現状としては、各地域自治区事務所、合併特例区事務所等の会議室等を利用。「地域まちづくり推進委員会」のみならず各地域団体が一堂に会して会議や作業のできるスペースや気軽に地域住民が出入りできるような事務局室が必要だと考えている。 |

以上の調査結果から、公共施設のあり方について次のように提言する。

「新しい地域協働のための施設のあり方」

「地域協働体」においては、恒常的な活動施設を必要とすると考えられる。その際、施設整備に係る金銭負担の規模を踏まえると、その整備は市町村等により担われることが想定され、これまでは、概ね、いわゆるコミュニティ・センター等、複数の独立した会議室等を備えた集会所や会議所の形態とされてきたところである。この点、新しい地域協働のための施設（以下、「コミュニティ施設」という。）のあり方についても、様々な主体が独立しつつ相互に連携する新しい地域協働のあり方（「地域協働体」）を踏まえたものとするのが地域協働の推進に有効であると考えられる。

具体的には、当該空間を利用する主体の独立性と主体間相互の連携の程度が反映された設計プランとする観点が重要であり、今後の施設整備や改修においては、「それぞれ独立していながらも、ゆるやかにつながる」という視点から設計を検討することが有効である。

同時に、施設の改修・整備等を行おうとする場合には、地域の住民による自主的、主体的な活動を促していく観点から、施設の設計者の選定に「地域協働体」や地域コミュニティ組織等が関与することが効果的である。

なお、コミュニティ施設については、地域の伝統的な建造物を利用することや、不要となった庁舎施設や廃校施設など地域住民の愛着のある既存の施設を改修する等、地域に存在する資源を有効に活用していくことが、効率的な施設整備に資す

るだけでなく、地域力創造の観点からも重要であり、施設整備の検討にあたってはこの点に留意することが望まれる。（同報告書 67-68頁より）

さらに施設の管理運営については、次のように述べている。

施設運営については、一部の取組で既に見られるように、当該施設を利用する地域住民あるいは地域の諸団体の参画を得ることが重要であり、例えば、市町村が設置する公の施設を利用する場合には、指定管理者制度等を活用することにより、法人格を備えた「地域協働体」が当該施設の管理を行いながら、多様な地域コミュニティ組織等に活動の場を提供することなどが考えられるところである。（同報告書 68-69頁）

現在、日本の各地で進められているコミュニティ関連の団体づくりと施設の改編は、基本的にこの報告書の影響が強くと考えてよい。

(3) 経済産業省「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書～地域社会とともに生きる流通」(2010, 5 平成22年度)

この研究会は、上原征彦氏（明治大学）を座長とし経産省の流通政策課が中心となって、総務省、国土交通省、農林水産省の関係省庁にまたがってとりまとめたものである。この中で、「農村部の状況」として、「農村部では、過疎化がかなりの程度まで進展しているため、近隣型の商店が成り立つ商圈人口を確保できなくなってしまったという例が多い。年齢構成として高齢者が多数を占めているため食料の消費量が少ないことに加え、車を運転できる若い人は郊外のスーパーまで買い出しにでかけるため、商店が成り立つだけの需要を確保することはなおさら難しい状況が生じている」と指摘し、他方で都市近郊の状況として「都市郊外の団地やかつてのニュータウンでは、同世代の住民が集中して居住していることが多い。そのため、団塊の世代が退職していくに連れて、高齢化や人口減少が急激に生じている。こうした地域では高齢化の進展が急であるだけに、対策が十分にとられていないことが多く、坂の多い地域に造成された例や付随するスーパーが撤退してしまった団地等は既に深刻な問題が生じつつある」（同報告書 33頁）と指摘し、「買い物弱者」が農村部と都市近郊団地の両極で発生しているとの認識を持っている。この打開策として、次のように述べている。

人口密度が低い地域では、買い物が不便だと感じる人が多く、「医薬品・化粧品」や「銀行」といった「食料品・日用品」以外の財・サービスについても不足している傾向がある。このため、今後の過疎地域への流通のあり方としては、「食料品・日用品」を売るだけでなく、高齢者支援などの需要増が見込まれる財・サービスをワンストップで提供して収益源を多様化し、採算性を高めていく発想も重要である。また、我が国には過疎地においても、スーパー、コンビニ、郵便局、公民館・集会所など様々な地域インフラが存在しており、地域インフラを起点に各事業者が流通ネットワークを構築している。ただ、各事業者の流通ネットワークがうまく活用・連携されていないので、相互利用等を進めて地域インフラを効果的に活用できる可能性がある。（同報告書 107頁）

その上で、『「民による公共」を阻む制度上の障壁』の具体的な例として、次のように述べている。

公共施設を民間企業が利用する際に制限がかけられていることもある。地域の自主性を尊重していくことを前提に、具体的な事例に基づきながら民間企業が施設を利用する際に公平性を担保した上で適正化するルールづくりが望ましい。

例えば、社会教育法第23条第1項において、公民館の営利目的使用（もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利

事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること)が禁止されている。ただし、文部省生涯学習局長通知(平成七年九月二二日/委生第一五号)では、一定の要件のもとであれば民間営利社会教育事業者に公民館施設の使用を認めて差し支えない旨が示されている。

この指摘をみると公民館は地域インフラの一つとして把握されており、公民館の目的の中に「買い物弱者」支援を入れ込み、地域社会における流通の拠点として活用をはかろうとする意図をみることができる。

(4) 国交省「都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり政策研究会報告書」(2011, 3 平成22年度)

本研究会は、岸井隆幸氏(日本大学)を座長に、国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課が事務局となっておりまとめたものである。本研究会は、超高齢社会を迎えるにあたって、国土交通省としてコミュニティが主体となった都市政策の有りよう、特に健康、医療、福祉政策と連携した都市政策の有りようを探ろうとしたものである。検討の目的として次のように述べている。

これらの課題に対する政策の企画立案においては、旧来型の地域コミュニティの価値を再認識することが必要である一方で、医療・福祉や子育て、まちづくり等を担うNPO法人に代表されるような「新しい公共」と位置付けられる組織・団体による活動に基づく新たなコミュニティも伸展してきていることを踏まえ、これら新旧のコミュニティの混在を考慮したまちづくりの姿を模索すべきと考えられる。(同報告書 1頁)

その上で、コミュニティを主体とした今後の都市政策の方向性として、1.新たなコミュニティによるまちづくりの方向として、①地域ニーズに基づく新たなコミュニティによるまちづくりの推進、②コミュニティ活動の展開を通じたソーシャルキャピタル(絆を育む交流社会)の構築、③多様な住民ニーズに基づくミクロなまちづくりの展開、④様々な関係者が参加できる議論の場の設置、⑤新たなコミュニティによる地域・地区の総合的まちづくりの推進、2.健康・医療・福祉政策との連携による都市政策の方向として、⑥安全・安心・快適なまちづくりに向けての都市政策の推進、⑦都市政策と健康・医療・福祉政策の連携による生活基盤の構築、⑧地域福祉・地域医療の推進に向けた都市政策の役割、⑨コミュニティ活動を介した都市政策と地域福祉・地域医療の連携、という9項目を挙げている。

この基本方針の内容をみると、超高齢社会における安全・安心のまちづくりにむけた新たなコミュニティ形成のために、ソーシャル・キャピタルの構築が必要であり、既存のコミュニティ活動と新たなコミュニティ活動の接続をはかることのできるような「中間支援組織」の育成や場の提供、地域を越えてまちづくりの情報交換・連携を実現するネットワークの確立の必要を提起していることがわかる。

(5) 国のコミュニティ政策の特徴

以上の国のコミュニティに関する各種の研究会報告をみると、次のような特徴を指摘しうる。

一つには、「孤立死」や「買い物弱者」にみられるような超高齢化社会の進展にともなう問題の出現、及び予防策としてのコミュニティの維持また機能の強化に関する各省庁の危機感からの政策形成となっている。

二つには、コミュニティの維持・機能強化のための住民集団の再組織化、及び地域拠点としての既存施設の多機能的整備を課題としている。

三つには、既存の自治会・町内会のような住民集団に加え、ヴォランティア集団・アソシエーション

集団も含めて再組織化をはかっていこうとしている。

四つには、公民館も含めた空間が活動の地域拠点として注目され、さらに規制緩和策も含めてそれらを多機能的な施設として再編・整備していこうとしている。

五つには、ここではふれられていないが、基礎自治体レベルでは、公共施設マネジメント論により公民館や集会所等の公共施設は、人口減少社会の中で集約化・合同化といった効率化のまっただ中にある。国はコミュニティ政策の拠点として期待しているものの、現実としては厳しい状況下にある点は考慮されていない。

4. 都市再生機構（UR）の取り組み

都市再生機構（UR）は、国のコミュニティ政策形成の以前から、URがかかえる団地の再生にむけて着手していた。次に都市再生機構（以下UR）の団地再生にむけた取り組みをみておこう。

(1) UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針

現在、URの管理する団地群は、1806団地、約77万戸（2006年末）である。これまでURは、住宅の安定供給をめざしてきたが、建物の老朽化と団地住民の高齢化に対して2007（平成19）年に「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」を発表した。この「再生・再編方針」は、2007年12月の「独立行政法人整理合理化計画」を受けて策定されたもので、2018（平成30）年までの方向性を定めたものである。現状認識としては、建物・設備の老朽化により市場ニーズとマッチしてないこと、バリアフリー化されていない団地が多数存在しており改修が待たれていること、居住世帯の高齢化・低所得化が進行しており住宅セーフティネットの役割を果たしていかなければならないこと、が挙げられている。その上で、個別団地毎の特性に応じて①団地再生（約16万戸）、②ストック活用（約57万戸）、③用途転換（約1万戸）、④土地所有者等への譲渡、返還等（約3万戸）、という4つの基本的類型に分け、団地別に整備していこうとしたものである。この方針によって、2018年までに約10万戸の再編と約5万戸の削減がはかれることになった。新たな方向性として、人口・世帯減少、都市のコンパクト化への対応をはかることとし、その実現のための具体的な取り組みとして、「高齢者の安心居住」「子育て支援」「地域の多機能拠点」の三つの重点課題が掲げられ、地域介護・子育てサービス拠点の積極的な誘致、確保（既存建物の転用・再生、整備敷地、空店舗等を有効活用）、多世代交流による地域コミュニティ形成の環境づくり（地域で相互に助け合える交流空間・場の提供）、地方公共団体、地域の民間事業者、NPO法人等との連携の強化をはかっていくことが挙げられている。この方向性にしたがって、例えば高齢者支援プロジェクト（横浜市公田町団地等）や子育て支援プロジェクト（八千代市ゆりのき台パークシティ等）が進められることになったのである。

2008年には、URは、都市再生機構・ニッセイ基礎研究所調査「団地および近隣地域と交流に関するアンケート」（2008）を実施し、その結果をふまえて、柄田明美氏は、団地における地域コミュニティ活性化のためにはソーシャル・キャピタルが不可欠であり、団地におけるコミュニティ醸成にむけた方策として「場」づくりの必要性を問題提起し、①公募事業による団地商店街空き店舗の活用、②指定管理者制度の活用による公の施設、空き店舗、集会所の活用、③居室（空き室）の活用、の三つを提案している⁽³⁾。

(2) 団地マネジメント・団地マネージャー制度

さらにURは、団地マネジメントという考え方を導入し、それを実行する団地マネージャー制度を試みている。

団地マネジメントを提唱している巽和夫氏によれば、団地マネジメントとは「集住形態で計画的に供給された住宅団地において、生活環境を維持・改善して安全で快適な生活を確保するとともに、総合的な価値向上を図るために、団地事業者及び居住者を中心に、関係諸主体が連携して取組む団地運営の活動」と説明されている。団地マネジメントの仕事としては、企画マネジメントとして①団地再生戦略の構想、②団地経営企画の策定、③生活に根ざしたサービスの提供、運営マネジメントとして①安心・安全性の確保と利便・快適性の向上、②高齢者家族、子育て家族、単身者の生活サービス、③生活に根ざしたサービスの提供、④文化的・娯乐的クラブライフへの支援、⑤団地内施設・スペースの改善・改修、の五点が挙げられている。具体的には、社会的・文化的施設の導入や高齢者住宅・施設、幼稚園・保育所の団地への導入、各種イベントの開催等によるコミュニティ形成をはかることがうたわれている。この団地マネジメントを担うのが、団地マネージャーである。団地マネージャーは、URがこれまで主として縦割りによる画一的な手法による団地管理を行っていたのに対し、「市場のニーズと団地の特性に応じたきめ細かい迅速な対応や、お客様の満足度の向上及び収益性の確保、団地単位で経営を戦略的に企画立案決定し実行、団地ごとに責任をもって取り組める体制をつくる」ことを目的としておかれるものである。そのために一定の予算枠の裁量権をもち、「お客様の満足度の向上と収益の最大化に権限と責任をもってあたる」ことを求めたものである⁽⁴⁾。

(3) URの団地施策の特徴

以上のようなURの取り組みをみると、次のような点を指摘しうる。

一つは、人口・世帯減少、コンパクトな都市形成への対応策として、戸数を削減し、でてきたストックの利活用を積極的にはかろうとしていることがわかる。

二つには、URの使命であった安定した住宅供給から、「居住の安定」というフレーズの下で、空き室対策としての継続して居住する「安定した居住者」の確保をはかろうとしていることである。

三つには、これまでの画一的な団地管理から、地域特性や団地特性に応じた手法への転換を図ろうとしていることである。その考え方が団地マネジメントであり、それを遂行する担当者として団地マネージャーが投入されることになる。

四つには、高齢者向け施設、子育て支援のための施設、文化的な施設、公共施設の誘致等がはかられ、運営も含めて空間利用（空き店舗、集会所、空き室）の積極的な見直しが進められようとしていることである。

5. 団地と社会教育との関係についての理論的考察の系譜

現在の都市近郊団地をめぐる政策動向及び状況理解をした上で、これから都市近郊団地にみる社会教育とソーシャル・キャピタル蓄積・展開の関連に関する研究を進めていくにあたって、団地に関する社会教育研究を振り返ってみたい。その際、団地に関して社会教育研究の示唆となる建築学・住宅学、また都市計画学等の議論を踏まえて、理論的考察に入る必要がある。そのために、まず建築学・住宅学の立場が、公民館等の社会教育施設をどう考えてきたのか。まずそれらの系譜を整理してみたい。

(1) 建築学・住宅学の系譜

まず、最初に建設省大臣官房弘報課『コミュニティへの道－都市計画一団地住宅経営』（1949年）をみておく必要がある。戦後直後の日本社会にあって、住宅供給は喫緊の課題であった。この構想は、人口

8000～1万人、小学校を中心に「近隣住区」を構成するという特徴をもっていた。

実際に団地建設の具体化をみるのは、1956年(～1962年)大阪府枚方市香里団地(6100戸、26,000人)である。当初の団地の建設計画では教育施設を充実させ、公共サービス施設を完備するというものであったが、実施段階で変更になったといわれている。

1962年(～1970年)には大阪府千里ニュータウンの建設が着手される。計画人口は約15万人であり、世帯数約38,000世帯(実数)という大規模建設であった。千里ニュータウンは、「近隣住区」の考え方を基本に構想された団地であるとされているが、「近隣住区」の上に「共同住区」(徒歩圏、商業核を拠点、人口5～6万人)を置き、「近隣住区」は小学校中心の生活圏とした。近隣センター(12ヶ所)にはスーパー、飲食、郵便局、診療所、集会所等が配置されている。教育施設計画も策定されているが、この中に社会教育施設は位置づいていない。

1970年には、町田市が『団地建設と市民生活(団地白書)』を発刊する。ここでの問題意識は、団地の急増によって様々な都市問題が発生しているが、都市機能は立ち後れているという現状をひろく知らしめようとしたものであった。

1973年には、日本住宅公団調査研究課が『団地内施設整備水準に関する基礎的研究』を実施している。ここでの問題意識は、団地内での必要な施設整備は何かという観点からなされている。ベッドタウン型の成長しつつある団地は、人口1万人あたりの施設数が少なく、整備水準は低いことが明らかにされた。これによって、公共施設計画標準作成の必要性が提起された。

1976年には、長倉泰彦・船越徹・谷口汎邦の各氏によって『高層高密度住宅団地の教育施設計画』が出版されている。編著者は、いずれも学校施設建築家として著名であるが、本書では教育施設というのは学校施設が中心となっており、社会教育施設は教育施設の範疇に入っていない。公民館は地域施設という把握がなされている。したがって計画化もされていない。

1984年には、住田昌二『日本のニュータウン開発』が、千里ニュータウンは他の団地よりも充実しており、施設の偏りは、経費負担の問題、採算性の問題であると指摘した。本書は居住者構成によるモノカルチャー性(ホワイトカラー層、若年世帯層)がみられ、「近隣住区」はクローズド・コミュニティになりやすいことを問題視した。

2001年には、豊中市・豊中市政研究所『千里ニュータウンの暮らしの変化とまちづくりに関する調査報告書』が出版されている。参加型の調査が行われ、施設・建て替え・環境安全・少子高齢化、まちづくりコミュニティという五つのテーマでワークショップを行っている。この中で、近隣センターに対する不満や進む高齢化への不安、まちづくりへの多様な要望が出されている。

同じ2001年には、松村秀一『団地再生』彰国社が刊行されている。松村は、団地を「捨てられた住宅地」と指摘し、「蘇る欧米の集合住宅」にならない日本の団地再生の必要性を提起した。

2002年には、日本住宅学会関西支部復興団地コミュニティ調査研究委員会『復興団地のコミュニティ』が刊行されている。阪神淡路大震災の経験から、「コミュニティ問題は、居住者の特定階層への集中化によって深刻化」したと指摘した。

2003年に町田市は『団地白書21』(町田市2003.3)を刊行する。1970年に刊行された『団地白書』から30年を経て出版された。ここでは、施設の老朽化と高齢化が進展し、さらに住民の都心回帰によって町田市が空洞化している実態が述べられている。団地再生は地域再生に直結し、さらに税収の対象としての団地再生をはからなければならないという問題意識を看取できる。ただし、公共空間の具体的な整備についての記述はない。

2008年には、とよなか市都市創造研究所『豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎的研

究』が出される。本報告書は「公民館は、社会教育施設だから集会施設ではない。共同利用施設は空港の騒音対策のために整備された施設であり他の集会施設とは主旨が異なる。そのような指摘があるかもしれないが、施設が有する諸室を鳥瞰すれば、ロビー、和室、会議室、給湯室、洋室など。日常的な機能をみれば、貸室・貸会議室の域をでない」と指摘し、集会施設の再編を進めるべきと結論づけている。

さて、2001年に松村によって指摘された「団地再生」という課題は、2000年代半ばから事例紹介も含めて取り組まれるようになる。

まず2006年のNPO 団地再生研究会他『団地再生まちづくり』（水曜社）では、団地を建て替えずによりみがえらせる方が提案されている。

2008年の増永理彦『団地再生－公団住宅に住み続ける』（クリエイツかもがわ）は、「継続居住を大事にして、リニューアル中心による居住空間の継承と、居住者の参加による団地再生の方向は不変である」と指摘した。

2009年のNPO 団地再生研究会他『団地再生まちづくり2』（水曜社）は、2006年『団地再生のまちづくり』の続編である。団地再生には、「団地コミュニティの維持」と「地域社会の活性化」が基本であると指摘した。さらに2012年のNPO 団地再生研究会他『団地再生まちづくり3』（水曜社）は、団地再生のためには、「コミュニティの再生（活性化）」「住環境の再生（快適化）」「ハウジング経営の再生（経営効率の向上）」の三つの柱が重要であると指摘した。

2010年に入ると、日本建築学会編『まちの居場所』（2010 東洋書店）は、『『まちの居場所』が自然発生的に生まれていることである。これらの場所は、従来のまちの施設とは根本的に異なる。まず、設立主体は個人から組織まで多様であるが、共通することは、今すぐまちに必要な場所をつくっているという点である。また運営が柔軟で、その状況によって変化させることが可能なこと。利用者の働きかけを受け入れる懐の深さ。いわゆる公共施設ではないが、きわめて公共性が高いこと。運営主体の働きによって、人と人との繋がりが生まれやすいこと」と指摘した。

その上で、居場所の特性として次の11点を挙げた。

- ①訪れやすいこと
- ②多様な過ごし方ができること
- ③多機能であること
- ④多様に人の多様な活動に触れられること
- ⑤自分らしく居られること
- ⑥社会的関係が作り出されること
- ⑦参加できる場であること
- ⑧キーパーソンがいること
- ⑨柔軟であること
- ⑩地域との接点がもたらされること
- ⑪物語が蓄積されていること

以上、雑駁ではあるが、刊行物を中心に建築学・住宅学の近郊団地と施設との関係に関する考え方について拾いあげてきたが、その特徴は、誤解を恐れずに言えば次のように整理できる。

一つは、建築学・住宅学は当然のことではあるが、住宅供給を基本に考えており、それとの関連でコミュニティ形成をみていこうとする。住宅供給とコミュニティ形成という二つの課題から出発していることがわかる。

二つには、公共施設は多種多様に存在しているが、この中では、公民館よりも集会所をより重視して位置づけていることがわかる。歴史的にみたと、戦前昭和期までは都市近郊の団地開発では、社交のための「倶楽部」が位置づけられていたが、それに対して集会所のための「集会所」が位置づけられることになる。建築学・住宅学では、「集まる」という機能を重視していることがわかる。

三つには、教育計画といった場合、それは学校教育計画のことをほとんど意味していることがわかる。公民館等の社会教育施設は、地域施設として一括りにされている。

四つには、団地は、新たな都市計画であり住宅計画であった。だが、団地建設は、自治体にとって都市の社会基盤整備としての問題を多数生じさせ、町田市にみるように自治体にとっては負担となっていたことがわかる。

五つには、2000年代に入ると、1960～70年代に建設された団地群の老朽化が始まり、団地居住者の高齢化という二つの課題に直面することになった。したがって「団地再生」という課題が生じ、いくつかの先駆的な試みがなされるようになる。そこでは、団地を建て替えないハードの「再生」から「コミュニティ再生」といったソフトの再生まで幅広く議論されている。

六つには、「コミュニティ再生」方策の一つとして、建築学の立場からの「まちの居場所」の模索が始まっており、学会としてその定式化を進めようとしていることは注目される。

(2) 教育学・社会教育学の系譜

次に教育学を含めて社会教育学の立場からの団地研究をみてみよう。

社会教育の立場からの嚆矢は、1960年に刊行された西宮市教育委員会『鉄筋アパート街の生活をさぐる』である。これは、西宮市教育委員会が1958～1960年にかけての西宮北口団地を対象とした調査を神戸新聞社とともにとりまとめたものである。1956年に西宮市は西宮北口団地に婦人学級を開設しているが、「北口団地の実態を把握し、団地における適切な社会教育のあり方を解明するため、その方法を研究」することを目的としていた。神戸新聞社は、1959年に北口団地社会教育実態調査の中間報告書を「サラリーマンの新しい街」と名付け発行している⁵⁾。

次に挙げられるのは、1961年の東京都教育庁『大都市における社会教育集団の研究—その1 団地について』である。本調査は、東京都立大学の教育学研究室・三井為友氏へ調査委託されたものであった。この調査は、「都民のための効率的な社会教育施策展開のための科学的調査を目的」とするものであり、団地は「作られた都市」であり、「団地に育つ古い集団・新しい集団」として、自治会、PTA、婦人の学習集団の調査を行い、また宗教団体の果たす役割について調査を行ったものである。

同じ1961年には、名古屋市の自由が丘学区社会教育協力委員会編『新しい町(団地)における住民の社会意識の調査』(名古屋市選挙管理委員会)が刊行されている。これは、1961(昭和35)年4月に自由が丘学区が独立したため、社会教育協力委員会も独立し同年6月より発足した。新しい学区の社会教育としてこれから何に取り組んでいったらいいのかを探るために同年の9月に実施した社会教育調査の報告書である。社会教育委員会の仕事の進め方、会報の発行、活動内容、住民組織の形成、について調査し、団地での住民の民主的活動を展望していこうとするものであった。

1962年には、橋爪貞夫『変わりゆく家庭と教育—団地文化が予見するもの』(黎明書房1962)が刊行されている。団地では、近代的な団地家族(近代的な家族行事、子どもの世話にならない老後)が居住し、団地の消費生活の特徴は「所得の中間層」であり、「意識の中間層」であるとした。団地のつきあいは、これまでの地域生活ではなかったものであり、団地は低調な雰囲気のコミュニティ意識をもち、団地は仮住まいであり、居住者は進歩主義の傾向があり、しかし子どもは「団地っ子」の教育である等の団地生活

固有の特徴と問題点を指摘した。

1963年には、生活科学調査会編『団地のすべて』が刊行される。この調査には、当時、生活科学調査会に所属していた田辺信一氏や東洋大学・野間教育研究所在籍の倉内史郎氏が参加している。ここでは、「ニュータウン」には新しい地域社会が生まれてこないのは、小さな住宅しか供給していないことが一つの要因であり、「これからの個人と社会と福祉につながるのかというのが団地の社会教育研究の一つの重要な問題」（重松敬一）であると指摘している。本書では、居住者の特性と階層性の調査を行い、居住者は「団地居住者連合体」として結合していること、団地集会所は生活向上につながる各種の講習会を開催していること、団地は将来的に都市中間層の生活の容器としては疑問であること、団地には二重の組織があり町内会的組織と自治会的組織に分化していること、地縁集団を機能集団に転化し機能集団を地縁集団に転化すること（藤永保）が必要であること等の指摘を行っている。

1965年には、鈴木祥蔵・本庄良邦『千里ニュータウンにおける教育調査』（関西大学経済政治研究所）が行われている。本調査では、千里ニュータウンをある種の社会実験であるにとらえ、「その実験の一つにコミュニティ・センターの発想があるということ。ニュータウン全体を12の住区に分け、1つの住区は、戸数2000～2500戸を標準としている…家から500メートルが主婦の所謂、買い物半径で、その分区に一つの近隣センターと称する凡そ100平方メートルの土地があり、そこには購買施設として、マーケット、独立店舗、公共施設として管理事務所、郵便局、警官派出所、集会所があり、その他公衆浴場、診療所などが適宜設けられている。それに接して、公園、緑地、学校がある」、「実験のもう一つに、学校計画があげられる」と指摘した。

1975年には、全国公団住宅自治会協議会が『団地生活白書』を発刊した。全国公団住宅自治協議会は、1960年に公団住宅自治協議会（関東自治協）が結成され、1974年に全国組織として結成されたものである。この『白書』は、全国公団住宅自治会協総会議会総会アンケート集計の報告である。『白書』では、市街地住宅などのような小規模団地では集会所さえもない。しかも集会所のある団地でも、そのうち60%以上が手狭になってきている。そのため新設、増改築の要求も強い、といった要望があることを明らかにした。

同1975年の『月刊社会教育』3月号には、千葉県船橋市の高根台団地における「団地の教育研究集會－たかね教育を考える連絡会－」（城千鶴子）の学習会報告が掲載されている。その後、1976年1月号には、「船橋・高根台団地自治会の学習文化活動」（小林律子）が掲載され、高根台団地自治会の運動と学習活動との関連について報告されている。

1981年には、山内康編著『鋤と鋳—近郊都市における社会教育実践の研究—』（溪声社）が刊行されている。1959年に日本住宅公団によって新所沢地区に建設された新所沢にユータウンは、所沢市のベッドタウン化を進め生活様式の激しい変化をもたらした。本書では「公民館組織をはじめとする、旧来の地域組織は変容し解体していく過程をたどる。台所の生活改善や農業生産活動の活発化という課題よりも、もっぱら、道路、学校、保育園、下水道、ゴミ処理などの共有の生活環境づくりこそが地域の大きな課題となり、青年団・婦人会・農事団体と協力して進めてきた公民館活動は、内容も対象においても新しい対応が迫られてきたのである」と述べ、「地域公民館」から「市立公民館」への転換後の展望や、公民館の青少年事業の紹介を行っている。

1982年には、光ヶ丘団地自治会『緑につつまれた光が丘団地風土記』は、集会所を昼間幼稚園として使用しているため、第二集会所の必要がでてきて、団地近くの市有地に婦人児童センターを建設したという運動の成果をうたっている。

1983年には、本田功編『団地の子育て運動 高島平団地の10年』（明治図書）が、現代家庭教育新書のシリーズ本の一冊として刊行される。高島平団地における子育て運動の展開について述べている。

1985年には、『Be ふるさと藤の台 町田・藤の台団地15年誌』(藤の台団地15年誌をつくる会)は、地域行事や子ども文庫活動への取り組みを紹介し、藤の台ホールの建設という施設づくり運動の成果について記述している。

これ以降は、団地に焦点をあてた研究や事例紹介は、みあたらなくなる。この後は、社会学ではあるが、倉沢進編『大都市の共同生活—マンション・団地の社会学』(日本評論社 1990)がある。倉沢はこの中で「学校としての住宅建設」という着目をしている。

以上、管見の限りであるが、教育学及び社会教育学の団地研究にみる考え方の特徴としては、次の点を指摘しておきたい。

一つは、団地の教育との関係については、急激な人口増加を背景とした新しい集団の中で発生する教育問題として把握される傾向がある。とくに、家族関係の変化による学校や子どもの教育の問題として把握されている。

二つには、団地の抱える諸問題は、建築学・住宅学とは視点が異なり、地域集団の生活の有りようの問題として把握される。その中で、社会教育の問題は、学習集団の問題として把握され、これまでの社会教育研究の対象であった社会教育関係団体とは異なる学習集団の出現に焦点があてられることになる。

三つには、1960年代には団地を対象とした研究は精力的になされているが、しかし、1980年代以降は、幼稚園・保育園や学童保育等の施設要求運動、団地における子育て運動の運動成果の社会的な情報発信や活動の紹介が中心となっている。管見の限りでは、1980年代後半以降、団地と社会教育との関連を直接の対象とした研究は見あたらず、取り組まれなくなるようになる。

6. 都市近郊団地と社会教育学研究の課題

国の政策として、都市近郊団地に限らず、コミュニティ政策が重視され、それを維持する集団の再組織化、また活動の拠点としての集会所の有りようについて課題化されていることがわかった。その中でも、日本社会の抱える問題の象徴的に地域として、「限界集落」と都市近郊団地に焦点化されている。

今後、都市近郊団地を対象とした社会教育学研究を進めるにあたっては、建築学・住宅学等の隣接の研究成果から学び、融合的・学際的な研究が待たれているといえる。

まず、建築学・住宅学等と社会教育学の観点の違いを列記しておく。

- i) 建築は、団地内の学校建築と施設配置に関心をもち、社会教育は団地内の学習集団に関心を有してきた。
- ii) 建築学・住宅学は、都市計画論との親和性をもっている。社会教育学は、住民運動・市民運動論と親和性をもってきた。
- iii) 建築学・住宅学は、主に施設の機能に関心をもち、それに対して社会教育学は、施設の意味や活動に関心を有してきた。

その上で、建築学・住宅学と社会教育学の共通点を探るためには、次の点に留意しなければならない。

- i) 両者ともにS・C、及びコミュニティに関心をもち、しかし、その形成過程については関心がわかれるが、S・C及びコミュニティの維持と発展とを展望することが求められている。
- ii) 両者ともに施設に関心をもち、関心の重点が異なっているだけでなく隔絶している。建築家の伊東豊雄が指摘するように⁶⁾、集合住宅にコミュニティスペースを作ったからと言ってコミュニティが形成されるわけではないことから、施設の機能と住民の活動への意欲や発展との接続をはかる理論を探らなければ

ばならない。

iii) 両者ともに居場所から公共施設まで幅広く関心をもっている。社会教育学研究は、公民館のような公共的な空間に着目しがちであるが、施設・空間の全体をとらえた上で、空間・場、学習、活動・運動、人、関わりの質、の関連を問うことが求められている。

注

- (1) この点については、拙稿「集合住宅におけるソーシャル・キャピタル形成と社会教育」(松田武雄編『社会教育・生涯学習の再編とソーシャル・キャピタル』大学教育出版2012)で指摘した。
- (2) 広原盛明『日本型コミュニティ政策-東京・横浜・武蔵野の経験』晃洋書房(2011)314頁。
- (3) 柄田明美「団地にみる地域コミュニティの現状-地域の高齢化とS・Cの関係性について-」(「ニッセイ基礎研 REPORT September 2009)、同「団地におけるコミュニティ醸成に向けた方策の検討-地域を支える活動起こしのための場づくりに向けて-」(NLI Research Institute REPORT June 2010)
- (4) 団地再生支援協会『第7回団地再生シンポジウム 姿を現した団地再生プロジェクト』報告書 2011
- (5) この記述は『鉄筋アパート街の生活をさぐる』の「西宮北口団地社会教育実態調査の経過」(270~271頁)に依っている。
- (6) 伊東豊雄『あの日からの建築』集英社新書 2012 102~103頁